

[事案 26-141] 特約保険料返還請求・損害賠償請求

・平成 27 年 6 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

医療特約について、離婚による消滅後の既払込特約保険料の返還を求めるとともに、消滅後の保険会社の対応が遅かったことを理由として、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 12 月に医療特約付がん保険に加入し、特約については配偶者型を選択（以下、「配偶者特約」）したが、以下の理由から、離婚後の既払込特約保険料を利息つきで返還するとともに、損害賠償金を支払ってほしい。

- (1) 配偶者特約の消滅時から現在までに支払った特約保険料は、保険会社の不当利得である。
- (2) 平成 26 年 5 月、配偶者特約について保険会社に相談したところ、保険会社から約款の根拠を示した文書が届いたのは同年 8 月であったため、別の医療保険加入などの選択の機会を失い、その間の出産に伴う医療行為について経済的損失を受けた。
- (3) 契約時、配偶者が変わっても配偶者特約は残ると思っており、特約自体が消滅するという説明を受けていないので、本件契約は錯誤により無効である。

<保険会社の主張>

- (1) 配偶者特約消滅後の特約保険料は申立人に返還する意向であるが、申立人から元配偶者との正確な離婚日が伝えられないなどの理由により、利息の支払いには応じられない。
- (2) 離婚に伴う配偶者特約の消滅等については繰り返し申立人に説明しており、実際、申立人は現配偶者に医療保険の加入手続を行わせている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、損害賠償、錯誤による無効は認められないが、以下のとおり、保険会社は申立人の離婚の事実を知っていたことが認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 当審査会の求めに応じ、申立人から提出された戸籍謄本から、申立人と元配偶者の離婚日が平成 21 年 2 月某日であることが確認できるため、これによって配偶者特約が消滅した後の特約保険料について、保険会社は申立人に対して返還する義務がある。
- (2) 申立人は、平成 26 年 5 月、本件契約の死亡保険金・給付金受取人を現配偶者に変更していることから、保険会社は、少なくとも同日以前に、申立人が離婚して配偶者特約が消滅していることを知っており、これ以降については利息を付して返還すべきである。

さらに、保険会社は、申立人の離婚の事実について、同年 5 月 5 日には知っていたことを認めている。

<参考>

○損害賠償請求が認められない理由は、以下のとおり。

被保険者が妊娠中に医療保険に加入する場合には、妊娠・出産については担保されないのが通常であり、申立人が保険会社と配偶者特約に関する相談をしたと主張する平成26年5月に他の保険に申し込んだとしても、同年8月の出産に対して保険給付がある保険に加入できる可能性は低いと考えられる。これに関して、申立人は、どのような保険に加入してどの程度の保険給付が期待できたのかなど、他の選択についての具体的な主張をしていない。

そうすると、仮に、保険会社に対応の遅滞があったとしても、これによって、申立人に具体的な損害が生じたとは認められない。

○錯誤による無効が認められない理由は、以下のとおり。

本件契約を締結した平成11年12月、申立人が、元配偶者と将来離婚することを考えていたなどの事情はうかがわれず、将来の離婚時においても、配偶者特約は消滅しないなどと認識していたとは認められない。

仮に、申立人の主張する錯誤があったとしても、配偶者特約の締結の動機が保険会社に表示されていたとは認められないので、錯誤は成立しない。